

令和 年 月 日

## 「介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント」重要事項説明書

大磯町東部地域包括支援センター

当事業所は介護保険の指定を受けています

(第 1401300049 号)

当事業所はご契約者に対して介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

### ☆ 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントとは

- 契約者が居宅での介護予防サービスや総合事業、その他の保健医療サービス、福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等を適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。
- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をお伺いして、「介護予防サービス・支援計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の介護予防サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、介護予防サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、介護予防サービス計画を変更します。

### ◇◆目次◆◇

1.事業者	2
2.事業所の概要	2
3.事業実施地域及び営業時間	2
4.職員の体制	2
5.当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6.業務の委託	6
7.サービスの利用に関する留意事項	6
8.感染症の予防及びまん延防止のための措置	6
9.業務継続計画の策定等	6
10.虐待防止に関する事項	7
11.苦情の受付について	7

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 伸生会  
(2) 法人所在地 神奈川県平塚市御殿二丁目 17 番 42 号  
(3) 電話番号 0463-73-7700  
(4) 代表者氏名 理事長 大畠 直裕

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 地域包括支援センター・介護予防支援事業所  
(2) 事業の目的 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント  
(3) 事業所の名称 大磯町東部地域包括支援センター・令和5年4月1日指定  
神奈川県 1401300049  
(4) 事業所の所在地 神奈川県中郡大磯町大磯 1352 番地の 1  
(5) 電話番号 0463-61-9966  
(6) 管理者氏名 三瓶 利恵子

## 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 大磯町高麗、東町、大磯、東小磯、西小磯  
(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（但し、祝日及び12月31日から1月3日を除く）
受付時間	8時30分～17時15分
サービス提供時間帯	8時30分～17時15分

## 4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定介護予防支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準
1. 保健師	1	0	1	1
2. 看護師(保健師に準ずる者)	0	0	0	
3. 主任介護支援専門員	1	0	1	1
4. 社会福祉士	1	0	1	1
5. ケアマネジメント担当	1	0	1	1
6. その他・事務職員	0	0	0	0

※ 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護支援専門員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間=1名）となります。

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントとして次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

### (1) サービスの内容と利用料金（契約書第3~6条、第8条参照）

#### ＜サービス利用料金＞

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

#### 「指定介護予防支援に要する費用」

区分	単位数	1単位当たりの単価	金額
イ	442単位	10.42円	4,605円
イ+ロ	742単位		7,731円
イ+ハ	742単位		7,731円
イ+ニ	438単位		4,563円
イ+ホ	438単位		4,563円
イ+ロ+ハ	1,042単位		10,857円
イ+ロ+ニ	738単位		7,689円
イ+ロ+ホ	738単位		7,689円
イ+ハ+ニ	738単位		7,689円
イ+ハ+ホ	738単位		7,689円
イ+ニ+ホ	434単位		4,522円
イ+ロ+ハ+ニ	1,038単位		10,815円
イ+ロ+ハ+ホ	1,038単位		10,815円
イ+ロ+ニ+ホ	734単位		7,648円

イ+ハ+ニ+ホ	734 単位		7,648 円
イ+ロ+ハ+ニ+ホ	1,034 単位		10,774 円

イは介護予防支援費、ロは初回加算、ハは委託連携加算、ニは高齢者虐待防止 措置未実施減算、ホは業務継続計画未策定減算を示します。※ ホは令和7年4月1日から適用します。

なお、介護保険法改正等により、上記料金は変更となる場合があります。

#### <サービスの内容>

##### ① 介護予防サービス・支援計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、介護予防サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等(以下「指定介護予防サービス事業者等」という。)が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、介護予防サービス計画を作成します。

##### ② 介護予防サービス・支援計画の交付

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する知識を有する職員(以下、「担当職員」という。)は、介護予防サービス・支援計画を作成した際には、当該介護予防サービス・支援計画を利用者及び当該計画に位置づけた指定介護予防サービス等の担当者に交付します。

## ＜介護予防サービス・支援計画の作成の流れ＞

① 事業者は、担当職員に介護予防サービス・支援計画の作成に関する業務を担当させます。

② 介護予防サービス・支援計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に契約者又はその家族等に対して提供して、契約者にサービスの選択を求めます。

③ 担当職員は、契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、契約者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、契約者及び家族の意向を踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、契約者及び介護予防サービス事業者等が目標を達成するために行うべき支援内容及びその期間等を盛り込んだ介護予防サービス・支援計画書の原案を作成します。

④ 担当職員は、前項で作成した介護予防サービス・支援計画書の原案に盛り込んだ介護予防サービス等について、保険給付及び総合事業の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料について契約者及びその家族等にたいして説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。

### ③ 介護予防サービス・支援計画書作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行い、介護予防サービス・支援計画の実施状況を把握します。
- ・介護予防サービス・支援計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定介護予防サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要支援認定の更新申請及び要介護認定申請等に必要な援助を行います。

### ④ 介護予防サービス・支援計画の変更

ご契約者が介護予防サービス・支援計画の変更を希望した場合、または事業者が介護予防サービス・支援計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、介護予防サービス・支援計画を変更します。

#### ⑤ 介護予防サービス計画の評価

担当職員は、介護予防サービス・支援計画に位置づけた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価を行います。

#### ⑥ 介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、契約者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

#### (2) 交通費（契約書第8条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

### 6. 業務の委託

当事業所では、以下の〈業務委託内容〉の一部又は全部を以下の指定居宅支援事業所に委託する場合があります。契約者の介護予防サービス・支援計画の作成を担当する事業所（当事業所を含む）については、契約者と協議の上、決定いたします。

以下の居宅介護支援事業所は、委託業務の実施にあたって、当事業所と同様、契約書第11条に定める守秘義務を守ります。

#### ＜業務委託先＞

事業所名	所在地

#### ＜業務委託内容＞

- ① 重要事項説明・契約締結事務
- ② アセスメント
- ③ 介護予防サービス・支援計画書原案の作成
- ④ サービス担当者会議の開催
- ⑤ 介護予防サービス・支援計画書の交付・説明
- ⑥ サービス提供の連絡・調整
- ⑦ モニタリング
- ⑧ 評価
- ⑨ 納付管理業務

## 7. サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービス提供を行う担当職員

サービス提供時に、当事業所及び6に記載した居宅介護支援事業所のいずれかにおいて担当職員を決定します。サービス提供を行う事業所については、契約者と協議の上決定します。

### (2) 担当職員の交替（契約書第7条参照）

#### ① 事業者からの担当職員の交替

事業者の都合により、担当職員を交替することがあります。

担当職員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

#### ② ご契約者からの交替の申し出

選任された担当職員の交替を希望する場合には、当該担当職員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して担当職員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の担当職員の指名はできません。

## 8. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

センター等は、感染症が発生し、又はまん延しないようにするために、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果を従業員に周知徹底を図ります。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針（マニュアル）を整備します。
- (3) 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

## 9. 業務継続計画の策定等

センター等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援等の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- (1) センター等は、従業員に対し、業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (2) センター等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 10. 虐待防止に関する事項

センター等は、虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待を防止するための指針（マニュアル）を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待を防止するための研修を定期的に実施します。
- (4) 虐待を防止するため、対策を適切に実施する担当者を配置します。

○ 虐待防止担当者 三瓶 利恵子

- (5) サービス提供中に従業者又は養護者等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には速やかに市町村へ通報するものとします。

## 1.1. 苦情の受付について

### (1) 苦情の受付（契約書第21条参照）

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口（担当者）

三瓶 利恵子

○ 受付時間 月曜日～金曜日(但し、祝日を除く)

8：30～17：15

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

大磯町 市民福祉部 福祉課	所在地 神奈川県中郡大磯町東小磯183 電話番号 0463-61-4100 受付時間 (平日) 8：30～17：15
神奈川県 国民健康保険団体連合会 介護苦情相談係	所在地 神奈川県横浜市西区楠町27番地1 電話番号 045-329-3447 受付時間 (平日) 8：30～17：15

令和　　年　　月　　日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

大磯町東部地域包括支援センター

説明者名　　氏名　　印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始に同意しました。

利用者　　住所

氏名

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成18年3月14日）第4条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

## ＜重要事項説明書付属文書＞

### 1. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- 事業者は、契約者に対する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの実施について記録を作成し、その完結日の日から5年間保管し、契約者又は代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとします。
- 事業者は、契約者が他の介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業者の利用を希望する場合その他契約者からの申し出が有った場合には、契約者に対し、直近の介護予防サービス・支援計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- 事業者は、担当職員又は従業者は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は本契約の終了した後も継続します。
- 契約者に係るサービス担当者会議での利用など正当な理由がある場合には、その情報が用いられるものの事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

### 2. 損害賠償について（契約書第13条参照）

事業者は、本契約に基づく介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第11条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

### 3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

本契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。但し、契約期間満了の2日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。（契約書第2条参照）

契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めたところに従い事業者が提供するサービスを利用できるものとします。（契約書第14条参照）

- ① 契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定又は要支援認定により契約者の心身の状況が要介護又は非該当と判定された場合
- ③ 契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ 第15条から第17条（詳細は以下を参照下さい）に基づき本契約が解約又は解除された場合

## (1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第15条、第16条参照）

契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者に通知するものとします。

契約者は、事業者が作成した介護予防サービス・支援計画に同意できない場合は、本契約を即時に解約することができます。

契約者は、事業者若しくは担当職員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- ① 事業者もしくは担当職員が正当な理由なく本契約に定める介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを実施しない場合
- ③ 事業者もしくは担当職員が守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは担当職員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

## (2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第17条参照）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- ① 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの実施に際し、契約者が、その心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 契約者が、故意又は重大な過失により事業者もしくは担当職員の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又はハラスメント行為、著しい不信行、度重なる罵倒・暴言・脅迫・暴力行為に信頼関係を破壊するような行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ③ 契約者又はそのご家族が、故意に介護保険法、その他諸法令に抵触するもしくは著しく常識を逸脱する行為をなし、又そのような行為を事業所に求め、事業所の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難な場合。
- ④ その他各号のほか、利用者がこの契約に違反したとき。